

## こうち型地域還流 再エネ事業

(新エネルギー推進課)

### 〇経緯

#### ◆新エネルギーを産業振興に生かす

高知県は、全国一の森林率を誇る豊富な森林資源や年間降水量、日照時間が長いことなど、全国でも優位な新エネルギー資源を備えています。

こうした豊富な資源を十分に生かし地球温暖化対策に寄与するとともに、産業振興や県民生活の向上につなげていくため、産業振興計画とも連動する形で新エネルギーの導入に向けた具体的な施策を示す「高知県新エネルギービジョン」を平成23年3月に策定しました。

ビジョンでは、①新エネルギーを産業振興に生かす、②新エネルギーで地球温暖化対策に貢献する、③将来期待される新エネルギーに取り組むという3つの基本的な考え方のもと、県民の皆様が主役となって地域資源から得られる新エネルギーを活用し、「エネルギーの地産地消」を進めるとともに、持続可能な低炭素社会を構築することにより、将来にわたって活気あふれる元気な高知県となることを目指して様々な取組を進めています。

#### ◆再生可能エネルギーの固定価格買取制度

##### 【制度の概要】

平成24年7月に、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電力会社が買い取ることを国が義務付ける「固定価格買取制度」がスタートしました。

この制度により、発電設備を設置した時のコスト回収の見通しが立ちやすくなるため、多くの人が設置しやすくなり、普及が進むことが期待されています。

電力会社が買い取った再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて私たちが普段使う電気として供給されます。このため、電力会社が再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民が負担することとなっています。

##### ◆買取価格と買取期間

固定価格買取制度における買取価格と買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に、調達価格等算定委員会の意見を尊重し、関係大臣と協議して決定されます。

#### 【平成24年度の買取価格と買取期間】

太陽光	10kW 以上	10kW 未満	10kW 未満 (ダブル発電)
調達価格	42 円	42 円	34 円
調達期間	20 年間	10 年間	10 年間

風力	20kW 以上	20kW 未満
調達価格	23.1 円	57.75 円
調達期間	20 年間	20 年間

水力	1,000kW 以上 30,000kW 未満	200kW 以上 1,000kW 未満	200kW 未満
調達価格	25.2 円	30.45 円	35.7 円
調達期間	20 年間	20 年間	20 年間

地熱	15,000kW 以上	15,000kW 未満
調達価格	27.3 円	42 円
調達期間	15 年間	15 年間

バイオマス	メタン発酵 ガス化発 電	未利用木 材燃焼発 電(※1)	一般木材 等燃焼発 電(※2)	廃棄物 (木質以 外)燃焼発 電(※3)	リサイクル 木材燃焼 発電 (※4)
調達価格	40.95 円	33.6 円	25.2 円	17.85 円	13.65 円
調達期間	20 年間	20 年間	20 年間	20 年間	20 年間

(※1)間伐材や主伐材であって、後述する設備認定において未利用であることが確認できたものに由来するバイオマスを燃焼させる発電

(※2)未利用木材及びリサイクル木材以外の木材(製材端材や輸入木材)並びにパーム椰子殻、稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電

(※3)一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電

(※4)建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電

#### ◆高知県における固定価格買取制度による発電設備の導入状況(平成24年11月30日現在)

高知県では、平成24年4月以降で固定価格買取制度の認定を受けた発電設備は1,212件、認定出力13,387kWで、全て太陽光発電設備となっています。

**こうち型地域還流再エネ事業スキーム**

**◆地域主導による発電事業の展開**

県が進める第2期産業振興計画では、本県の強みである豊かな新エネルギー資源を活かして、産業興しや地域の活性化につなげていくことが大きなテーマとなっています。

また、平成24年7月から固定価格買取制度が施行されたことから、本県においても、新エネルギーの導入を大きく加速させるとともに、導入にあたっては、地域が主体となって新エネルギーを利用した発電事業に参画し、そのメリットを最大限地域に還流させることが重要です。

そのため、平成23年11月に県内企業や団体、市町村など県内関係者に参加いただいた協議会を設置し、検討を進めてきました。

その過程で、発電事業化を進めるためには、専門的な知識やノウハウを有する人材が県内に不足していることや、県内企業単独では資金の面から発電事業の展開に限界があること、などといった課題が見えてきました。

(市町村における課題)

- ・企業誘致型では、市町村など地域のメリットが限定的(固定資産税、賃借料など)である場合が多い。
- ・やる気のある地域や市町村もあるが、発電事業の経験がなく事業化の実現が難しい場合が多い。

(県内民間企業における課題)

- ・県内企業単独では、多額の資金調達が難しく、事業化が困難な場合が多い。
- ・メガソーラー適地や事業所の屋根等、設置場所の確保が難しい。

こうした課題を解決し、地域に発電事業のメリットを最大限還流させることが可能となる「こうち型地域還流再エネ事業スキーム」を取りまとめました。

**○事業スキームの概要**

**◆官民協働による発電事業主体の設立**

今回のスキームは、県、地元市町村及び県内企業などが応分の役割分担を行い、その割合に応じて収益を分配するという基本的な考え方の下、三者での出資により発電事業主体を設立し、売電収益等を地域へ還元するというもので、これにより、地域経済の活性化につなげていくことが可能となります。

**◆期待される効果**

県が主体的にかかわり、事業ノウハウの不足を補い、資金調達などのハードルを引き下げることにより、やる気のある市町村や県内民間企業の発電事業への参入が促進されます。

発電事業に主体的に参画することで、市町村においては、配当収入による新たな公共サービスの展開が可能となります。県内の民間企業においては、施工、保守管理などの受注機会の拡大やノウハウの蓄積などが期待されます。

**◆今後の展開**

今回の事業スキームによる第一弾として、安芸市においてメガソーラー発電事業に着手しました。今後、他の市町村との調整を図りながら、県内全域にこうした取組を広げていきます。

